



「旅行の会」弘前城夜桜見物、田沢湖、角館武家屋敷、横手城めぐり

4月26日(火)~28日(木)に2泊3日、みちのくの旅へ、岩手県湯本温泉、青森県浅虫温泉での入浴、お料理は、時節柄地場産のお米の味もおいしく何処も桜が満開で「雪月花」の絶景に一生の思い出の旅となった。

(上の写真は秋田県横手城跡公園にて)

道があるから歩くのではない。
歩くから道ができるのです。
「こだま会」は助け合いの道をつくりま

退職者

こだま会報

NO. 29



呼びやすく、親しみやすい会への名称変更で、一九八五年(昭
60)三月設立当初の「厚生会」から変わった「こだま会」
「こだま会」とは、山のこだまのごとく、会員が呼べば、その要
請にすぐ応えられるような会に。そして、その響きは限りなく拡が
り、併せて質の高い会を目指すことを意味します。

総会開催御案内

「退職者こだま会」

第十回定期総会

・とき

六月三十日(木)

午後二時~四時

・ところ

横浜市中区海岸通り一~一

横浜市港湾労働会館

(電話)〇四五(201)三八四二

◇◇◇◇◇

なお、ご出席の方には交通費(車代)として粗品を進呈します。

また、総会終了後引き続き県庁新庁舎裏側の農協会館地下食堂に於て懇親会を開催いたします。

「退職者こだま会」ならではの心温まる一日にしましょう。

「加入のおすすめ、と 会費納入ご案内」

「退職者こだま会」へ加入ご希望の方には、規約・入会申込書、会費振込用紙などお送りします。お申込ください。

・所在地

〒231 横浜市中区本町四の三七
神奈川県職労事務局内(3F分室)

「退職者こだま会」宛
(電話)〇四五(二〇一)一一一
(内線七九五三)

振替口座 〇四五(一一一)三二七九

横浜銀行県庁支店 八七八一三九

普通預金口座番号 普通預金口座番号

神奈川県労働金庫本店 一四八六四二

郵便振替口座 〇二五〇一九一六六五八〇

会費関係 〇二五〇一九一六六五八〇

1)入会金 なし
2)終身会費 二五、〇〇〇円

なお、年会費三、〇〇〇円もあります。

第十回定期総会報告・議案

一九九三年(平成五年)度

経過報告

この一年を振り返ってみると、平成大不況は政治の不安定も加わって長期化の様相をみせ、今日に至っている。

また、厚生省を中心とする福祉厚生行政は、省益の官僚主導の下に、財源抑制を主眼として非情な反国民的省庁ともいえる姿勢は、年金の改正、国立病院における賃金職員の整理による医療体制の崩壊的現象など、高齢者・退職者及び弱者にとって今までになく厳しい情勢になっている。

○退職者会をとりまく情勢

このような情勢に対応するためには、退職者が団結組織し、退職者会を強固にする必要が緊急なるにも拘らず、現実には厳しい状況が相変らず持続している。そして退職者が関心のない理由を県退職者について推察すれば、

(1) 退職者は退職者会に入らなくても、なんとかなるという自己中心主

義

(2) 退職したら外部から束縛されたくないという自由主義

(3) 以前の退職者のような中途採用者が少なく、公的年金、退職金などで経済的余裕のある層がふえているなどがあげられる。

また、退職者のうち、退職者会に入会する者は推計すると、毎年約四百名前後の退職者のうち、約半数がいずれかの退職者会へ加入するものと推計できる。このうち

(イ) 「かもめ会」は、退職者のうち退職時に管理職にあつた者の多くが、退職後も職員課や弘済会など旧職制に対する義理立てから入会するケースが多いと考えられる。

(ロ) 当「こだま会」には管理職の可成りの部分が入会するも一般的職員層が多く占め、とくに、「こだま会」に加入して引き続き全労済、火災共済に継続契約を希望するもの、及び、他の退職者会と比較評価して入会されるケースが多い。

(ハ) 県職労から分かれて、第二組合を設立した自治労県職労が音頭をとつ

てつくつた「いちよう会」は、県職労に対する違和感のあるもの、及至その役員の関係部局の退職者が多いとみられる。そして、「かもめ会」「こだま会」「いちよう会」の入会加入比率は、現状では、多少の振幅はあるが、一一〇対六〇対三〇の比率で推移していると思われる。

○当会会員入会状況と加入への取り組み

昨年三月末日現在の当会員数は五五三名(年会費一〇九名、終身会費四四四名)であったが、本年三月末現在の会員数は六一七名(年会費八一一名、終身会費五三六名)でこの一年間で六四名の増加である。当会への加入取組みとしては、年間を通して当会報を県職労組織の支部分会への配布によるPR、全労済火災共済の退職時に於ける継続更新の際の加入勧告、それと平成四年度から県職員課主催による「退職予定者説明会」でのPR、また、今年で三回目の県職労各支部主催の「退職者慰労と激励の集い」でのPRを例年通り実施、また、「再雇用非常勤職員」のうち県職労組合員の方々への会報提供送付など一部の支部で実施、漸次拡大へ努めている。

○執行体制の概況

事務処理については、従前通り毎月火曜日を中心に、役員四人体制で継続的に実施して来たが、会員の増加や、全労済及び趣味の会の事務量の増加で臨時的に出勤日数も増え、また事業内容によっては自宅で処理することも日常活動になった。いずれも役員のボランティア活動に依頼せざるを得ないが、これらが比較的円滑に推移している背景には、県職労の有形、無形の協力、助成があることも評価しなくてはならない。

また、第九回通常総会で副代表幹事川村貞夫氏が病気の為辞任したい旨要請があつたので、十二月の幹事会に諮つたところ、承認了解された。

なお、昨年の第九回通常総会で新しい役員が多数選出されたので、幹事会も従来にも増して活性化されたと期待がもたれる。

○全労済関係業務

民間の生保、損保がバブル経済崩壊の余波を受けて、保険料の値上げ、災害時の補償査定の際の厳しさなどから非営利の全労済、とりわけ火災共済の加入が増加しており、この事務処理も次第に増加し、将来に向けて対応を考える

(次頁へつづく)

(前頁からつづく)
必要がある。

○「趣味の会」の充実拡大と対応
会員の要求と期待の多い「趣味の会」のうち、「歴史教室、歴史散歩の会」

は特別講師荒井太郎氏の献身的奉仕活動と、世話人の努力によって盛況の一途を辿っており、最近では、参加者が教室の定員を超過するなどの現象が起っている。

この一年間に開催、実施された回数は、「歴史教室」が四回(第十三回、十六回)、「歴史散歩の会」が二回(第七回、八回)であった。

次に「旅行の会」は、部会員数が約四十名であるが、この一年間に二回、一泊二日の旅を企画実施、参加者はいずれも十余名である。行先は、(1)信州八ヶ岳ほか(2)山梨県石和温泉ほかでこのほか年忘れ下田温泉は年末を控え、参加者が少なかったので中止した。

「健康ウォークの会」では、四月にはお花見健康ウォークを鎌倉山方面へ、また、五月には宮ヶ瀬ダム工事視察を兼ねて実施した。なお宮ヶ瀬ダム方面を除いては参加者も少なかったので改めて、今後の進め方を検討する必要がある。

このほか、「シルバー料理教室」を

六月に実施したが、参加者からは引続き開催の要望が多いが、講師や、会場確保に制約があるので、これまた、前向きの方角で検討が迫られている。

○会報の発行

当会の目玉でもある会報は、年三回発行を基準に、年金、保健、老人介護などの情報と趣味の会行事報告など多彩な内容の提供を中心に編集しており、会員その他、県職労を通じて支部、分会への配布また県関係部局へも発行の都度直接配布し当会のPR及び話し合いの場に活用している。

発行には日常における情報資料収集や取材など労力を要する事業である。

その他

93年1月、県自治体退職者会が横浜市従退職者会と当会を中心に結成されたが、94年1月には鎌倉市職労退職者会が次いで結成、参加をみた。また、中央交渉に重要な役割をもつ、全国中央組織が緊急な課題になっているが、去る三月、全国的に大きな力を持っている、東京、大阪、京都、名古屋と横浜の五大都市の退職者会による準備打合せが行われ、中央組織の結成に向けた話し合いが続けられている。

事務局だより (主な行事など)

(1993.4.1~1994.3.31)

年月日	項 目	年月日	項 目
1993.4.5	健康ウォーク「鎌倉お花見」大仏、源氏山、八幡宮他 串田・和田世話人	1993.10.1	こだま会会報27号発行
4.10	県職労役員県退職者激励会に当会役員参加	10.19	こだま会定例幹事会
4.15	こだま会定例幹事会	10.22	第8回歴史散歩(荒井講師)「龍口寺、常立寺と江の島一周」
4.23	第7回歴史散歩(荒井講師)「藤沢市周辺史跡めぐり」	11.24	第15回歴史教室(荒井講師)「東海道平塚宿周辺の史跡」
5.12	こだま会1993年度会計監査(本田監事、上野監事)	12.7	こだま会定例幹事会
5.21	第13回歴史教室(荒井講師)「偉大なるかな忍性」	1994.2.1	こだま会会報28号発行
5.22	健康ウォーク「宮ヶ瀬ダム周辺」小野田・和田世話人	2.16	年金問題学習会(横浜市従会館)に当会会員参加
6.1	こだま会会報26号発行	2.7	県職員課主催県退職予定者説明会に当会役員分担参加
6.15	こだま会定例幹事会	~24	2.7自治会館、2.10平塚、2.15高相合庁、2.24自治会館
6.26	第3回料理教室(横山講師・上野講師)	3.10	県職労支部主催退職組合員懇親会に当会役員分担参加
6.28	こだま会第9回定期総会	~25	3.10本庁支部、3.11横須賀三浦支部・西湘支部
7.9~10	第4回旅行会(県観光バス)「新緑の八ヶ岳・霧ヶ峰高原」	3.16	3.16横浜北支部、3.17湘南支部、3.25横浜南支部
7.23	第14回歴史教室(荒井講師)「江の島とその周辺の史跡」	3.31	第16回歴史教室(荒井講師)「義経を巡る女人哀史」
9.17	神奈川県自治体退職者会第2回定期総会に役員参加		
9.25	こだま会定例幹事会		
9.27~28	第5回旅行会(県観光バス)「初秋の石和温泉・勝沼ぶどう狩り・忍野八海」		
		(備考) 原則として毎週火曜日に役員4名が出勤し事務処理等に当たった。	

一九九四年(平成六年)度 活動方針(案)

○会員加入対策

これからの高齢者、退職者社会に向けて、退職者会の役割が大きくなるにつれ、当会員の増加については、経過報告でも述べたとおり、困難な条件があるが、要は、不断の絶えまざる日常活動にまつことにつきよう。

その方策としては

(1)、従来のとおり、年度末における、職員課主催の「退職予定者説明会」での意欲的なPR活動と、県職労支部主催の「退職者の慰労と激励の会」に対する入会の誘い。更に当会報配布並に県職労広報紙の誌上での広報活動など将来に向けての現役職員に対するPRなども欠かせない。

本年度から力を入れるべき方策としては、

再雇用非常勤職員に対する働きかけが求められる。このうち引続いて県職労組合員になられる者に対しては、職場を通じて直接本人

あて、当会報を送付することとする。但し県職労関係の名簿では、不在者、転出者など約三割が確認できないので、一年をかけて職場調査を行うと共に、その職場に実在する組合員には直接会報を手渡すと共に、非組合員についても氏名を調査し、加入の誘いを行いたい。(注平成六年度退職者のうち再雇用非常勤職員は一〇三名)

○創立10周年記念について

一九八五年三月十五日に県庁新庁舎12階特別食堂を会場として午後五時三十分から会員及び関係者69名で結成の声を挙げてから、本年は10周年記念の一ツの節目の年に当るので、創立10周年記念事業実行委員会を、役員と一般会員の中から委員若干名に委嘱して、事業内容を検討の上、成案の諮問を受ける。

○執行体制の充実と補充

会の生死を決するともいうべき執行体制は、役員の改選期のみならず絶えず人材を発掘し、役員就任要請方の努力をする必要がある。第八回通常総会では、最近に

なく意欲的な方々の役員への就任を得たので、会の活性化に大きく前進したが、改選期ではなくても適材の方があれば、絶えず補充して恒久的執行体制への確立をはかる必要がある。

○「趣味の会」の充実と拡大

趣味の会は退職者の生き甲斐の場として一段と大きくクローズアップされて来ている。当会の趣味の会のうち、「歴史教室、歴史散歩の会」「旅行の会」は関係者(世話人等)の努力によって軌道に乗っているが、この外の「健康オウオークの会」「シルバー料理教室」については、部会員の要請もあり事務局としても、テコ入れをして衣替えの必要が生じている。

○会報発行の恒久的体制に向けて

会の目玉として好評の会報の編集体制も現実には、極少人数体制で行われているので、毎年乍ら恒久的体制確立を模索しつつ進める必要に迫られている。この一つの方法としては、現役で職場新聞編集者名を把握して、その方達の退

職時動向を把握するのも一方策として取組む必要がある。

その他

毎回の通常総会で提案承認を得ている、永続性のある財政基盤の確立のための積立金の充実、「ひとりぼっち対策」への当面の情報提供、県自治体退職者会の中央組織結成に向けての働きかけ、中央県等に対する要請の多様な方策による推進など、活動すべきものが多いので一ツツ地味に取組む必要がある。

全労済に対しては、当会員の多くが、全労済とくに火災共済に加入するため、当会を母体として入会されていること、また、今後ともこの方向は変わらないのであるから、この受入れ体制と事務処理に一段と力を入れることはいうまでもない。

それと、生保関係であれ、損保あれ、全労済一辺倒であることも問題なきにしもあらずなので、民間事業を含め他の共済事業に対しても研究、検討すべき時期に来ていると考える。

1993年(平成5年)度収支決算書

収入

支出

(1993.4.1~1994.3.31) 単位 円

Table with 8 columns: Item, Budget, Actual, Summary, Item, Budget, Actual, Summary. Rows include 1.会費, 2.県職労助成金, 3.事業収入, 4.雑収入, 5.積立金取崩し, 6.前年度繰越金, 1.活動費, 2.情報費, 3.総会費, 4.会議費, 5.通信費, 6.見舞共済費, 7.積立金, 8.予備費, 次期繰越金, and 計.

会計監査報告 収支証拠書類、預金通帳等について監査の結果妥当に執行されているものと認めます。

1994年5月12日

監査 上野多恵子

船橋まさ子

1994年(平成6年)度収支予算書(案)

収入

支出

(1994.4.1~1995.3.31) 単位 円

Table with 8 columns: Item, Budget, Summary, Item, Budget, Summary. Rows include 1.会費, 2.県職労助成金, 3.事業収入, 4.雑収入, 5.積立金取崩し, 6.前年度繰越金, 1.活動費, 2.情報費, 3.総会費, 4.会議費, 5.通信費, 6.見舞共済費, 7.積立金, 8.予備費, 計.

今年退職された方へ

「明年 早々、提出の平成六年分の所得税の確定申告書、提出添付書類をなくさないための準備を!!」

今年退職された方は、今年分(平成六年分)一月から十二月までの間に所得した額を、明年二月十六日から三月十五日の間に、居住地所管の税務署へ所得税の確定申告することになります。(注)二月十五日以前でも提出できます。

退職後、引続き、県再雇用非常勤または、団体、民間などに勤務される方は、給与所得と、年金所得との合算額が申告の対象になります。しかし給与所得は給与控除、公的年金は雑所得控除が適用されます。

初めのため、戸迷う方が多いようです。取引のある金融機関や、市町村で税務相談をされるのもよいでしょうが、多くの場合、確定申告期間は税理士の方が忙しいので税務相談が中止されることがあります。

そこで、当「退職者こだま会」ではこの期間中、毎週火曜日(午前十時三十分~午後四時頃まで)当役員が事務局へ出勤しますので、ご相談ください。

なお、就職されない場合も、確定申告が必要です。今から準備として、給与所得の源泉徴収票、共済年金の平成六年度分支払票(年末から一月頃送られてくる)のほか、生命保険(共済)、火災保険(共済)、社会保険控除関係(健康保険料(掛金)など、袋などに準備しておく)の必要書類を揃えておきましょう。申告の際にならぬことをおぼろげに!!

趣味の会行事案内

(各部会入会ご希望の方はハガキで事務局まで)

歴史教室 歴史散歩の会

二月以降実施されたものは次のとおりです。

○歴史教室(第十六回)

とき 三月三十一日(木)

ところ 横浜市社会福祉センター
テーマ 義経をめぐる女性京史
(母常盤、妻志乃、愛
妾静)

特別講師 荒井太郎氏
参加者 四十二名

テーマが判官びいきの悲劇の名将だけに、関心が高く、会場の定員を上廻る参加者が増え喜びもさることながら、会場管理者から小言を頂戴する始末もあり、次回からは、より広い会場の確保の必要に迫られるという、会の盛会の喜びと痛みの板鍔というところである。

○歴史教室(第十七回)

とき 五月二十三日(月)

午後一時三十分～四時



第16回歴史教室

ところ 神奈川県自治会館(市バ
ス警友病院前)

テーマ 細川前総理の遠祖、細
川ガラシャの生涯ほか

特別講師 荒井 太郎氏

参加者 四十六名

いろいろの、最近にはない、スタイルの殿様首もついに退陣に追い込まれて了ったが、この先祖には細川幽玄や、細川ガラシャ夫人など、いろいろの人物が登場

する。時宣を得たテーマであった。今回は前回の教訓もあり、若干交通機関上不便ではあるが、自治会館に会場を移しての開催となった。

○歴史散歩の会(第九回)(現地)

とき 四月八日(金)

ところ 花の鎌倉(長谷大佛、
極楽寺あたり)

案内 荒井特別講師外世話人

参加者 三十二名

コース 午前十時 江ノ電、鎌
倉駅に集合、予告コー
スに沿って極楽寺―成
就院―御霊神社―長谷
寺―甘縄社―光則寺―
高德院と、歴史の宝庫、
鎌倉の一角を中心に、

する。時宣を得たテーマであった。今回は前回の教訓もあり、若干交通機関上不便ではあるが、自治会館に会場を移しての開催となった。



長谷大佛前にて

予告

○歴史教室(第十八回)

とき 七月二十二日(金)

午後一時三十分～四時
神奈川県自治会館(市バ
ス警友病院前)

テーマ 喫茶史考

特別講師 荒井太郎氏

○歴史散歩の会(第十回)

とき 十月二十日(木)(予定)

ところ 東海道平塚宿の史跡を
訪ねて

コース お菊塚―平塚八幡宮―
平塚市博物館―晴雲寺
―要法寺―平塚の塚―
お初の墓―太田道灌遺
跡の碑

現地解説 特別講師
荒井太郎氏

旅行の会

今回初めて、これまでの一泊二日の旅から、二泊三日の遠出の旅をすることにした。その第一回の試みとして次の第六回の旅行を実施した。

(次頁へつづく)



田沢湖畔にて

(前頁からつづく)

(第六回)

○弘前城夜桜見物・田沢湖・角館式家屋敷、横手城めぐり

とき 四月二十六日(火)～二十

八日(木) 二泊三日

コース

一日目 出発地―東海道―北上江釣子―錦秋湖―岩手湯本温泉

(泊)

二日目 岩手湯本温泉―横手城―角館(武家屋敷・桧内川堤)

キロ桜花のトンネル)―田沢湖―鹿角八幡平―弘前城(夜桜見物)―浅虫温泉(泊)

三日目 浅虫温泉―弘前市長勝寺―観光会館、青森銀行記念館

―大鰐弘前IC―東北道―出発地

二泊三日の遠出ということもあ

つてか、神奈川県観光株では、デ

ラックスバスを提供、乗員四十三

名のうち、こだま会から十一名(一

名欠)、三分の二は女性、で、す

べて乗客は中高年のこともあつ

て、搭乗員二名、ガイドを配する

サービスぶりであった。晴天に恵

まれ、青森、秋田、岩手の県境の

山々は未だ残雪があり、満月の下、

夜桜は最高でした。参加者の皆さ

んにも今度の企画は大好評であつ

予告

次の旅行につきましては、秋季

以降を予定しておりますので、次

号の会報で内定次第旅行の会会員

にはお知らせいたします。

なお、行ってみたい希望の観光

地などありましたら、お知らせ下さい。

健康ウォークの会

ここしばらく行事が遠のいてい

たのは、新しい発想で再出発する必要があると考えていたため、現役時代、県の教養月報で長らくハイキングの案内記事を執筆されていた、当会員、松尾良文氏にご協力を願って、近く部会員の集いを開いて、協議の上、再発足することにしました。

シルバー料理教室

とにか、健康は足からといわれるとおり、この部会の重要性は云うまでもない。

シルバー料理教室は、栄養への関心と、「一人になったときに役立つ

自由の声

してくるのは自然の摂理である。

神奈川新聞投書から

何事にも興味

持ち老化防止

無職 I・N(69)

今年、会社を定年退職してちょうど十年になる。自由の身になってからは、行雲流水の自然体で、晴耕雨読を楽しんできた。人間だれしも七十歳近くなれば動作は鈍り、記憶力も減退

つよう」とか、調理のあとの賞味の楽しさなど様々な関心のため好評で、定期的教室開催の要請が多いが、講師予定の方、三人がそれぞれ多忙なので、ご都合を協議の上、お一人に一回ずつ、年三回開催の方向で検討しているところである。

茶会

当会副代表幹事、鈴木志げ子氏個人の茶会(表千家松楽会)に当

会員で希望の方は参加させていた

だくことができましたので、希望者は事務局まで、十月下旬、日曜日、横浜駅東口「そごう」六階「是心庵」にて実施の予定です。

しかしこれに甘えてはならずと、今年より3Kで心身のリフレッシュを決意。脳の活性化と老化防止を図ることにした。3Kとはきつい、汚い、危険な仕事であるが、既に現役を引退している高齢者の3Kとは、物事に「興味」を持ち、「好奇心」をおこして、行動力をつける、ことである。現在、実践中のものとし

ては、英語に興味をもち、通信教育で英会話を受講中。国内の政治経済には、大いなる好奇心をもって、その動向を注目している。また毎朝のラジオ体操

と、自称二・+コースを速足で歩き、行動力と体力の保持に努めている。世の中不況風が吹いているが、この

ささやかな3Kの実践で、つとめて明るく、心豊かな生活を送っていききたいものと念じている。(横浜市西区)

こだま会今年研究講座

(第15回)

お知らせ

一、平成六年度の年金額アップ(物価スライド)は、平均一・三パーセント

四月より実施、ただし、支給は六月から(予定)

(解説)

平成元年十二月十五日に成立した、年金改革関連法案の成立によって、毎年自動的に前年度の政府発表による、全国物価指数が公的年金額スライド率として、次年度に公的年金に対し導入されることになった。それまでは、五%以上の物価指数の変動がなければ、原則として年金額をアップしなくても法律上はよかつたが、一九七三年の春闘での「年金スト」や、毎年のように全国的に退職者会等の陳情などの実績も反映したのである。特別の法的措置をとらなくともできるようになった。

しかし、喜んでばかりいられません。

年金額改正を物価スライドから可処分所得スライド変更、及び五年毎の賃金スライドの中止の動き

政府は現在、公的年金額は、厚生年金及び共済年金のいづれも毎年の物価スライドのほか五年毎の財政再計算時に勤労者の賃金水準の上昇に応じて引き上げられているが、賃金から税、社会保険料を引いた可処分所得(手取り)の伸びに応じた可処分所得スライドに改めようとしている。これが行われると、現在の年金額より平均15%給付ダウンするといわれる。

また、前述の五年毎の賃金スライドも中止しようという動きのあることにも注意する必要がある。当局のこれらに対する理由は、高齢化社会に向って現役世代の税や社会保険料の負担の増加による現役とのバランスと、年金財政への配慮といわれるが低額年金受給者の怒りは高まるところであろう。

年金法の抜本改正の動き 地方公務員等共済組合法の一部改正 に関する法律案、国会へ提出

この法案については政府は左記の地方公務員共済組合審議会での諮問が形骸化的に原案とおり諮問されたのを受けて、四月八日、国会へ提出された。小数与党内閣の出現で、成立は若干遅れるもの、官僚主導のこの法案は、成立するものとみてよい。相変らずの役人の作文であるので、

記

平成二年度以降における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案要綱(案)

一 長期給付に関する事項

- (1) 65歳未満の者に支給する退職共済年金の見直し
 - ① 60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金の額は、65歳以上の者に支給する退職共済年金の額のうち報酬比例部分に相当する額とすることとし、平成13年度から平成25年度にかけて3年ごとに1歳ずつ現行の仕組みから段階的に切り替えること。
 - ② ①の退職共済年金については、繰上げ支給の老齢基礎年金と併給できるものとする。
 - ③ 3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるか又は45年以上の組合員期間を有する60歳以上65歳未満の者が組合員でない
- (2) 一般組合員には、分かりにくくされていると思われるが、当会報では、今回誌面頁数に制約があるので、法案要綱を記載して、解説は次号以降にお知らせすることにしたいのでご了承ください。要旨は前号にて解説したとおりです。
 - ④ 65歳未満の退職共済年金の受給者が雇用保険法による失業給付(基本手当)を受給している間は、退職共済年金の支給を停止するものとする。
 - ⑤ 組合員である65歳未満の退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している間は、(2)の措置に加えて、その者の給与の月額額の1割に相当する額の年金の支給を停止するものとする。
 - (2) 組合員である間の退職共済年金等の支給の停止等に係る措置の改善

(次頁へつづく)

(前頁からつづく)

原則として支給を停止するものとされている組合員である間の退職共済年金及び障害共済年金について、次に掲げる額の支給の停止を解除するものとする。

ア その者の給与の月額と年金額(職域相当部分を除く。)の8割相当額の月額(在職中支給基本額)との合計額(合計収入額)が20万円以下である場合在職中支給基本額

イ 合計収入額が20万円を超え、かつ、その者の給与の月額が34万円以下である場合在職中支給基本額から、合計収入額と20万円の差額の2分の1を控除して得た額(在職中支給基本額が20万円を超える場合には、在職中支給基本額から、その者の給与の月額と20万円の1を控除して得た額)

ウ その者の給与の月額が34万円を超える場合その者の給与の月額が34万円であるとした場合のイに掲げる額から、その者の給与の月額と34万円の差額を控除して得た額

(3) 給付額の引上げに係る措置

期間の区分

昭和63年3月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ一・一六を乗じて得た率
昭和63年4月から平成元年11月まで	一・一六
平成元年12月から平成3年3月まで	一・〇九
平成3年4月から平成4年3月まで	一・〇四
平成4年4月から平成5月3月まで	一・〇一
平成5年4月以後	〇・九九

① 年金額の算定の基礎となる平均給料月額について、次の表のように再評価すること。

② 退職共済年金の配偶者に係る給金の額等を次の額に引き上げること。

ア 配偶者及び第1子・第2子

第3子以降七四、八〇〇円
退職共済年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額年齢に応じ三三、一〇〇円(昭和9年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者)から一六五、六〇〇円(昭和18年4月2日以降に生まれた者)

イ 65再未滿の者に支給する退職共済年金の定額単価
一、六二五円
ウ 遺族共済年金に加算される中高齡寡婦加算の額
五八五、〇〇〇円

エ 公務等による障害共済年金及び公務等による遺産共済年金に係る最低保障額
1級の障害共済年金

四、一四八、〇〇〇円
2級の障害共済年金
二、五六二、〇〇〇円

3級の障害共済年金
二、三一八、〇〇〇円
遺族共済年金
一、〇三七、〇〇〇円

③ 65歳未滿の者に支給する退職共済年金の定額部分の額の計算に係る組合員期間の上限を、昭和4年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者については32日(36年)に、昭和9年4月2日以後に生まれた者については44月(37年)に延長すること。

④ 昭和60年改正前の旧共済法による年金の額を、①及び②に準じて引き上げること。

(4) 遺族共済年金及び退職共済年金に係る調整の改善
遺族共済年金及び退職共済年金の受給権に有する者については遺族共済年金の額の3分の2に相当する額及び退職共済年金の額の2分の1に相当する額を併給することができるものとする。これらの給付に相当する他の法律に基づく年金である給付との併給についても同様扱うこと。

(5) 子等の年齢要件の改善
退職共済年金の加給年金額の加算の対象等になる子等の範囲について、18歳となった年度の末日までの者とする。

(6) 障害共済年金に係る失権事由の改善(略)

(7) 組合員期間を有する短期在留

外国人への脱退一時金の支給(略)

二 費用の負担に関する事項

(1) 長期給付に係る特別掛金の徴収に係る措置
長期給付に要する費用に関し、期末手当等を算定基礎として地方公務員共済組合連合会の定款で定める割合により特別掛金を徴収することとし、併せて地方公共団体等は同額の負担金を負担するものとする。

(2) 掛金の標準となる給料の最高限度額(長期給付に限る。)を四七二、〇〇〇円に、最低限度額を七四、〇〇〇円に、それぞれ引き上げること。

(3) 育児休業期間中の掛金に係る措置
育児休業中の組合員について、組合員からの申出により、長期給付、短期給付、福祉事業の各掛金を免除するものとする。

三 その他

その他所要の規定の整備を図ること。

四 施行期日

この法律の施行期日は、平成6年10月1日とすること。ただし、次に掲げる改正の施行期日は、次に掲げる日とすること。

- (1) 1の(2)、(4)、(5)及び(7)並びに2の(1)及び(3) 平成7年4月1日
- (2) 1の(1)の④ 平成8年4月1日
- (3) 1の(1)の⑤ 平成9年4月1日

会員寄稿

小田原市柏山に居住されていた会員、片野仁平様の家が去る二月十日、ご不幸にも火災の被害に遭われ、更に最愛のご夫人が同時に事故死されるなど、二重の災難には、言ふべき言葉も出ない始末でした。誠に痛悼の極みであり、亡くなられた奥様に謹んで心から哀悼の意を表する次第です。

今回の火災による事故は、当会にとつても始めてのことであり、全労済を通じて手続を始めている中で、

平成6年4月4日

神奈川県職労退職者こだま会

代表幹事 児玉 欣一郎 様

小田原市曾比

片野 仁平

火事による被災体験記

「電気にご用心を

このたびの妻の死亡に対する弔慰見舞金を賜わり厚く御礼を申し上げます。

なお、失火原因が電気の漏電であり、体験者として次のとおり箇条書にて参考意見をしたためました。

いろいろと私たちに示唆されるべき、数々の教訓があることを知り、失礼を顧みず、片野様に体験記をお願い申し上げましたところ、別記のようなご寄稿をいただきましたので登載させていただきましたので、電気が最も危険との体験談には改めて身が引締められる思いがします。確かに最近では、コンセントにホコリと湿度が溜って「トラッキング現象」による電気火災が多く報告されています。みなさんも、この体験記をご参考に、火災について改めて考えてみようではありませんか。(K)

ような構造となっております。なお、隣地は○さん宅と反対側は道路を隔ててガソリンスタンドであり幸いにして類焼をまぬかれ大事にいたらなかった事が生きる望みを得られたことであります。

二、火災に対する対応と失火の状況

冬の暖房器具については、隣地がガソリンスタンドであり灯油ストープは危険であり、電気ストーブだけ利用しておりましたが、火災に遭遇して始めて電気が一番危険であったことを痛感致しました。

ここで失火の状況を説明します。2月10日午前4時50分頃の失火であり電気はぜんぜん使用していない時間であり、なぜ電気の漏電による失火したのか今もって納得致しません。

三、小田原消防署の失火原因の説明

消防署員の失火原因の調査は延べ5日間も現場立会をしました。その結果失火の原因の説明では電気のタコ配線が失火の原因であると説明があり、家を留守にする場合と就寝前には必ず電気のソケットは元からぬいておくことを厳守することが必要であると署員からの説明がありました。

四、火災に遭遇したとき的心構え

現在の建築者の構造は耐火構造であり、建築材料は新建材が使用してあり建築物の内部から失火した場合、ガス状態の煙が充滿し視界0の状態になり一度その煙を吸っただけで意識不明となりますので、まず口をふさぎ逃げるのが第一条件です。

五、市役所及び全労済の対応

今回の火災に対し小田原市役所及び全労済の機敏の行動には家族一同が深く感激する次第でございます。全労済の通報はこだま会員でありまず隣家の飯田さんに依頼しました。

最後になりましたが、最愛の妻が突然の漏電による失火の事故死であり、老後の人生をおくることなく一生繁忙の二字を背って生涯をとじたことは誠に惜別のかぎりでございます。

これからは家族一同が故人の供養と再起をめざす決心でございますので今後共ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおり、体験者の参考意見として申し述べさせていただきます。

「退職者こだま会」厚生ニュース

～全労災に関するQ & A～ (全労済クローバー共済) ガイドブック参照

Q 民間の損保(火災海上保険会社)の保険料が近く値上げされると新聞報道されていますが、火災共済と火災保険のちがいは?

A (1) 目的も法律もちがいます。
保険は、保険業法によって事業が行われ、営利を目的に商行為をするためのものとして商法にもとづいて契約が結ばれています。全労済は消費生活協同組合法によって認可を受けて行っている組合員の協同事業であり、営利を目的としない共済事業として、ひろく組合員の自主的な助け合い運動を基礎にしています。

(2) 掛金もちがいます。
労済の火災共済は、どこに住んでいても一律掛金ですが、火災保険は地域によって何段階にもわかれています。

Q 全労済の火災共済の大きな魅力は、再取得価格と、更に臨時費用が加算支払われることですが、具体例をあげてわかりやすく説明してください。

A 再取得価格…損害にあったものと同程度のものを新たに購入、または修復できる標準的価格を再取得価格といいます。つまり、これから生活再建するのに大切な家財が、色はちがったとしても同じ程度のものがそろえられるというわけです。

臨時費用…火災などにあい、転居を余儀なくされた場合の移転費用、見舞客の対応などにかかる費用もばかになりません。そこで、このようなことを含め生活再建がスムーズにいくように、契約されている共済金にプラスしてお支払いするものです。

お支払い額は200万円を限度として共済金の15%です。火災などの場合や風水害などの場合による罹災に対してお支払いします。

Q 全労済の火災共済と一般の火災保険の両方に入っている場合、万一のとき共済金はどうなりますか。

A どの共済や保険に入っているのも同じですが、万一、罹災した場合、再建できがたいという問題はありますが、だからといっていくつもの保険に入り、これで安心と思っても、重複保険として保険価格(時価)以上の保険はもらえません(一社に入った場合と同じになります)。これが社会的な常識です。

全労済と保険の両方に入っていたために、全労済でもらえ、保険でもらうことになったら、著しい焼け太りとなり、社会的な批判、モラルを問われることになり問題となります。こういうことが起きることは助け合いの趣旨に反することです。こういう見地から罹災時の共済金は、減額調整することになります。

Q 北海道の奥尻島での地震による津波や火災の罹災者が、民間損保に対して地震による被害補償の訴訟を起こしていますが、全労済(クローバ共済)の場合はどのようになっていますか?

A 全労済の場合には地震見舞金をお支払しています。大地震のような被害は、極めて大きく、一民間損保や、労働者の相互扶助である火災共済で保障することは不可能です。

共済事故の範囲③ 地震見舞金

地震によって、共済契約者または契約者と生計を一つにする親族が居住する共済目的住宅が多大な損害を受けた場合、次に定める地震見舞金支払基準により、見舞金をお支払いします。

①100口までの部分の口数について、被害区分と1口あたりの見舞金(借家の方は50口まで)			②101口以上の部分の口数について、被害区分と一口あたりの見舞金(借家の方は51口以上)		
全焼	全壊	10,000円	全焼	全壊	5,000円
不焼	半壊	5,000円	半焼	半壊	2,500円
被害の大きい一部焼・一部壊			被害の大きい一部焼・一部壊		
1,000円			500円		

①、②の合計による最高限度額

被害の程度	地震等による火災のとき		被害の程度	地震等による損壊のとき	
	自家の方	借家の方		自家の方	借家の方
全焼	250万円	100万円	全壊	150万円	75万円
半焼	125万円	50万円	半壊	75万円	37.5万円
被害の大きい一部焼	25万円	10万円	被害の大きい一部壊	15万円	7.5万円

保健情報

百歳食

食文化史研究家●永山久夫

単純な料理ほど

体にいい

「食事は」、「食治」と知るべきでしょう

全労済「労済だより」から

「養生百歳食」のことわざ

長生きのヒミツは、
ことわざにあり

長生きした人たちが、孫のためにひそかに残した「養生百歳」のヒミツをことわざによって探ってみましよう。

●お茶好きは老けない

お茶の好きな方は、いくつになっても若々しいという意味。事実、長寿村に行ってみますと、元気に長生きしている方は、実にひんばんにお茶を飲みます。お茶の渋味はタンニンですが、この成分には、体細胞の老化を防ぐ働きがあります。

最近、体内にできやすい過酸化脂質という老化物質を抑制する作用を持つビタミンEが脚光をあびていますが、タンニンにはビタミンEの十

倍以上もの老化防止作用があることがわかりました。また、お茶にはカゼなどの感染症を防ぐビタミンCもたっぷり含まれています。

●血がとどこおったら行者汁

「行者汁」というのは、御獄山にこもって修行する行者が、体力を維持するために用いたといわれる干しシイタケのスープのこと。この行者汁を用いていると、カゼもひかないし、疲れもせずに、どんなに苦しい断食にもたえられたといえます。

“血のとどこおり”というものは、高血圧のことですが、この成人病には、むかしから行者汁が用いられてきたのです。シイタケに含まれているエリタデニンという成分に、血液の中のコレステロールを減らす作用があるため、動脈硬化と高血圧に効果

をあらわすからです。

●腹八分目にお茶一杯

万病のもととなる食べ過ぎ予防の知恵で、食事は八分目にひかえ、そのあとでお茶を一杯飲めば、満腹感になるから、過食することはありませんよという意味。お茶には、太り過ぎを防ぐサポニンも多く、成人病を予防する上でも役に立ちます。

●イライラする時はワカメのみそ汁
カルシウムが慢性的に不足しますと、イライラしたり、怒りっぽくなります。「非行や犯罪は、カルシウム不足のせい」という説もあります。が、そのカルシウムがワカメにはたっぷり。

イライラすると血管が収縮し、血圧を高めてしまう恐れがある。ニコニコとリラックスして生活するためにも、カルシウムのコンスタントな供給を忘れてはいけません。政治、あるいは不景気と、世の中ムカムカすることはありますが、このような時こそワカメのみそ汁を見直すべきです。

妊娠や産後の女性に、ワカメを食べさせる習慣が古くからありますが、これも親子の骨格と歯を丈夫にするためで、きわめて科学的な伝承です。

●淡きを食らい、薄きを着る

うす味のものを腹八分目に食べて、厚着をしない。質素な生活のとえですが、長寿法の原点といってよいでしょう。うす味が、高血圧を予防して心臓を守り、うす着が皮膚を丈夫にします。

●人は病気のうつわ

俗に「四百四病」などといわれるように、人の体は実にさまざまな病気にとりつかれやすいものであるというたとえ。人間の体は、まさに病気のつまった容器といつてよいでしょう。病気を防ぐ上で、もっとも大切なのはふだんの食事。大豆や魚を忘れずに、野菜と海藻をしつかりとり、肉料理はほどほどにするのがよい。

●老少不定

老人だから早く死ぬとか、若者だから、高齢者よりもおそく死ぬとはかぎらない。人間の寿命というものは、老若にかかわらず、いつ尽きるかわからないものです。ふだんから健康に気をつけて、とくに食事に気をつける以外に長生きする方法はないのです。とくに最近では「逆仏」といって、親が長生きしているのに、その子が成人病で若死するケースが増えており、用心にこしたことはありません。